

東京外国語大学研究科協議会点検・ 評価専門部会設置要項

〔平成26年 1月22日〕
大学院総合国際学研究科規則第1号

(趣旨)

第1条 この要項は、東京外国語大学研究科協議会規程第7条に定める専門部会として置かれる点検・評価専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項について、定める。

(組織)

第2条 専門部会は、研究科教授会構成員のうち、研究科長が指名する者5名以内の構成員をもって組織する。ただし、研究科協議会構成員を1名以上含めなければならない。

(任期)

第3条 前条に定める者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、現に構成員である者が任期途中で構成員でなくなった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、第2条ただし書きの研究科協議会構成員のうちから、研究科長が指名する。

2 部会長は、必要と認めるときは専門部会を開催し、その結果を研究科協議会に報告するものとする。

附 記

1 この要項は、平成26年1月22日から施行し、平成25年11月26日から適用する。

2 この要項施行後、最初に指名される構成員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。